○四国地方整備局告示第二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月三十日　四国地方整備局長　足立　敏之

一　施行者の名称　徳島県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十二年建設省告示第二千百九号徳島東部都市計画道路事業三・四・三十二号住吉万代園瀬橋線、三・四・十五号新浜東山手線、三・五・四十二号新南福島末広線及び三・六・三十八号万代浜側線
三　事業施行期間　自平成十二年十一月六日至平成三十一年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○四国地方整備局告示第二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月三十日　四国地方整備局長　足立　敏之

一　施行者の名称　徳島県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十二年建設省告示第千五百三十二号徳島東部都市計画道路事業三・二・百四十三号徳島東環状線
三　事業施行期間　自平成十二年六月十五日至平成二十四年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　平成十二年建設省告示第千五百三十二号の事業地のうち徳島市川内町鶴島地内において事業地を変更する。
使用の部分　なし

○四国地方整備局告示第二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月三十日　四国地方整備局長　足立　敏之

一　施行者の名称　徳島県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十年建設省告示第七百八号徳島東部都市計画道路事業三・四・百一号芝生日ノ峰線
三　事業施行期間　自平成十年三月十八日至平成二十五年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○四国地方整備局告示第二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月三十日　四国地方整備局長　足立　敏之

一　施行者の名称　徳島県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十二年建設省告示第千百十八号徳島東部都市計画道路事業三・四・百一号芝生日ノ峰線
三　事業施行期間　自平成十二年四月三日至平成二十五年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○四国地方整備局告示第三十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月三十日　四国地方整備局長　足立　敏之

一　施行者の名称　徳島県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成五年建設省告示第六百五十二号徳島東部都市計画道路事業三・四・九十八号小松島金磯線及び徳島東部都市計画道路事業三・四・百号中筋新港線
三　事業施行期間　自平成五年三月十日至平成二十四年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○四国地方整備局告示第三十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十日　四国地方整備局長　足立　敏之

一
(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　五十六号
(三)　道路の区域

区間	変更前後の別		敷地の幅員	延長	備考
高知県幡多郡黒潮町入野字横ノ浜七二九〇番から同町入野字藩下二〇四九番一まで	前	A	七・五〇〜一四・四〇メートル	一・四四八キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B	一九・三〇〜四〇・五〇	〇・四八〇	
	後	A	七・五〇〜一四・四〇	一・四四八	
		B	一九・三〇〜四〇・五〇	〇・四八〇	

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局中村河川国道事務所

二
(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　三十三号及び百九十四号
(三)　道路の区域

区間	変更前後の別		敷地の幅員	延長	備考
高知県吾川郡いの町枝川字椋二二六五番四から同町波川字ハリギ三〇九番一まで	前	A	八・五〇〜二九・〇〇メートル	五・二八一キロメートル	上記A・B・C・D及びEは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B・C・D・E	二五・三〇〜二八四・八〇	五・二〇四	
	後	A	八・五〇〜二九・〇〇	五・二八一	
		B・C・D・E	二五・三〇〜二八四・八〇	五・二〇四	

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所